

令和2年度における甲状腺検査の実施計画の変更について

令和2年5月25日
福島県県民健康調査課

甲状腺検査については、令和2年度及び令和3年度において検査5回目を実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり令和2年度の実施計画を変更する。

なお、今後の状況に応じ、必要な場合は再度見直しを行う。

1 一次検査

(1) 学校での検査

○1学期の間は検査の実施を見合わせる。

※1学期検査実施予定数 合計168校、約21,000人

・検査4回目分(3月実施見合わせ) 計16校、約2,000人

・検査5回目分 計152校 約19,000人

【検査実施を見合わせる理由】

新型コロナウイルス感染対策のための学校の臨時休業等により、当初計画に基づく検査の実施が困難であるため。

○学校での検査を見合わせた検査対象者で、早期の検査を希望する方に対しては、一般会場での検査及び検査実施機関での検査を案内する。

○実施を見合わせた学校での検査については、前回実施した甲状腺検査から検査間隔がなるべく空かないよう、学校での検査再開後なるべく早い時期に実施するよう検査スケジュールを組み直す。

(2) 一般会場での検査

○検査を希望する方の利便性を図るため、予定している検査を可能な限り実施するほか、感染拡大防止のため、1会場あたりの受付人数の割り振り、予約時間の設定など、実施方法について検討を行う。

(3) 検査実施機関(医療機関)での検査

○「特定警戒都道府県」においては、その指定が解除されるまで検査の実施を見合わせる。

○「特定警戒都道府県」以外の県においては、検査実施機関と調整し、適切な感染症対策をとった上で検査を実施する。

2 二次検査

詳細な検査が必要とされている対象者に対する検査であるため、検査実施機関と調整の上、順次実施する。